［参考資料］

建築基準法の適用の地方公共団体の一覧（令和８年４月１日時点）

○：該当有

	地方公共団体名 ☆は特定行政庁	法第52条	法第53条の2	法第54条	法第55条	法第57条の4	法第57条の5		法第58条	法第59条		法第60条		法第60条の2			法第60条の2の2			法第60条の3		法第67条の3			法第68条		
		第8項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第3項		第1項	第2項	第1項	第2項	第1項	第2項	第3項	第1項	第2項	第3項	第1項	第2項	第3項	第5項	第6項	第1項	第2項	第3項
		住宅系建築物の容積率の緩和（指定区域）	建築物の敷地面積の最低限度	第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離	第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの制限	特例容積率適用地区内における建築物の高さの制限	高層住居誘導地区		高度地区	高度利用地区		特定街区		都市再生特別地区			居住環境向上用途誘導地区			特定用途誘導地区		特定防災街区整備地区			景観地区		
							建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度		建築物の容積率及び建蔽率並びに建築物の建築面積の制限	壁面の位置の制限	建築物の容積率及び高さの制限	壁面の位置の制限	建築物の容積率及び建蔽率、建築物の建築面積並びに建築物の高さの制限	壁面の位置の制限	誘導すべき用途に供する建築物	建築物の建蔽率の最高限度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度	建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度及び建築物の高さの最低限度	建築物の高さの最高限度又は最低限度	壁面の位置の制限	建築物の敷地面積の最低限度
0	☆茨城県																										
1	☆水戸市	○			○				○	○	○																
2	☆日立市				○					○	○																
3	☆土浦市				○					○	○																
4	☆古河市	○			○					○																	
5	石岡市				○																						
6	結城市				○																						
7	龍ケ崎市			○	○																						
8	下妻市		○		○																						
9	常総市				○																						
10	常陸太田市				○																						
11	☆高萩市				○																						
12	☆北茨城市				○																						
13	笠間市				○																						
14	☆取手市		○		○				○	○	○																
15	牛久市				○					○	○																
16	☆つくば市	○			○				○																		
17	☆ひたちなか市	○			○					○																	
18	鹿嶋市				○																						
19	潮来市				○																						
20	守谷市				○				○																		
21	常陸大宮市				○																						
22	那珂市				○																						
23	筑西市		○	○	○					○	○																
24	坂東市				○																						
25	稲敷市				○																						
26	かすみがうら市				○																						
27	桜川市				○																						
28	神栖市				○																						
29	行方市																										
30	鉾田市				○																						
31	つくばみらい市				○																						
32	小美玉市				○																						
33	茨城町				○																						
34	大洗町				○																						
35	城里町				○																						
36	東海村				○																						
37	大子町				○																						
38	美浦村				○																						
39	阿見町				○																						
40	河内町																										
41	八千代町				○																						
42	五霞町				○																						
43	境町				○																						
44	利根町		○	○	○																						

［付表］

法第52条第8項　住宅系建築物の容積率の緩和（指定区域）

特定行政庁名	地区名・住所等	制限内容	URL
水戸市	第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域，近隣商業地域若しくは準工業地域又は商業地域	容積率緩和の適用を除外	
古河市	第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域，近隣商業地域若しくは準工業地域又は商業地域	容積率緩和の適用を除外	https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/soshiki/kenchiku/kenchikukakunintou/2346.html
つくば市	第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域，近隣商業地域若しくは準工業地域又は商業地域	容積率緩和の適用を除外	https://www.city.tsukuba.lg.jp/material/files/group/124/100001222.pdf
ひたちなか市	第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域，近隣商業地域若しくは準工業地域又は商業地域	容積率緩和の適用を除外	https://www.city.hitachinaka.lg.jp/machizukuri/kenchiku/1004750/1004759.html

［付表］

法第53条の2第1項　建築物の敷地面積の最低限度

市町村名	地区名・住所等	制限内容	URL
下妻市	旧千代川村第一種低層住居専用地域	165㎡	https://www.city.shimotsuma.lg.jp/data/doc/1361877501_doc_391_2.pdf
取手市	藤代南地区第一種低層住居専用地域	165㎡	
筑西市	神明地区	165㎡	https://www.city.chikusei.lg.jp/page/page002852.html
利根町	利根町羽根野台・早尾台地区	165㎡	https://www.town.tone.ibaraki.jp/chosei/jugyou-keikaku/toshikeikaku/page002782.html

［付表］

法第54条第1項　第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離

市町村名	地区名・住所等	制限内容	URL
龍ケ崎市	北竜台地区，龍ヶ岡地区 （長山，松葉，小柴，平台，中根台，久保台，城ノ内，藤ケ丘，松ケ丘，中里，白羽の各一部）	1m	https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/jigyosha/toshiseibi/keikaku/2016062900064.files/seigen.pdf
筑西市	旧下館市内	1m	https://www.city.chikusei.lg.jp/page/page002852.html
利根町	利根町羽根野台，早尾台地区	1m （外壁後退1m，道路後退1m）	https://www.town.tone.ibaraki.jp/chosei/jugyou-keikaku/toshikeikaku/page002782.html

［付表］

法第55条第1項　第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの制限

市町村名	制限内容（「－」は当該用途地域の指定がないことを示す）			URL
	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	田園住居専用地域	
水戸市	10m	－	－	https://www.city.mito.lg.jp/page/3968.html
日立市	10m	10m	－	https://www.city.hitachi.lg.jp/machizukuri_kankyo/kenchiku/1002203.html
土浦市	10m	10m	－	https://www.city.tsuchiura.lg.jp/data/doc/1220246050_doc_35.pdf
古河市	10m	10m	－	https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/material/files/group/45/20251001_kenchikuseigen.pdf
石岡市	10m	10m	－	
結城市	10m	10m	－	https://www.city.yuki.lg.jp/page/page000095.html
龍ケ崎市	10m	10m	－	https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/jigyosha/toshiseibi/keikaku/2016062900064.files/seigen.pdf
下妻市	10m	10m	－	https://www.city.shimotsuma.lg.jp/data/doc/1361877501_doc_391_2.pdf
常総市	10m	10m	－	
常陸太田市	10m	10m	－	
高萩市	10m	－	－	
北茨城市	10m	10m	－	https://www.city.kitaibaraki.lg.jp/docs/2016072700012/file_contents/kenchikukijun.pdf
笠間市	10m	10m	－	https://www.city.kasama.lg.jp/page/page001399.html
取手市	10m、12m	10m	－	
牛久市	10m	10m	－	
つくば市	10m	10m	－	https://www.city.tsukuba.lg.jp/jigyosha/kenchiku/1002015.html
ひたちなか市	10m	10m	－	https://www.city.hitachinaka.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/012/679/shiteijyoukyou.pdf
鹿嶋市	10m	10m	－	
潮来市	10m	10m	－	https://www.city.itako.lg.jp/page/page001728.html
守谷市	10m	－	－	https://www.city.moriya.ibaraki.jp/shisei/keikaku/1004600/1004632.html
常陸大宮市	10m	10m	－	
那珂市	10m	10m	－	
筑西市	10m	10m	－	https://www.city.chikusei.lg.jp/page/page002852.html
坂東市	10m	－	－	
稲敷市	10m	－	－	https://www.city.inashiki.lg.jp/page/page001856.html
かすみがうら市	10m	10m	－	https://www.city.kasumigaura.lg.jp/page/page003932.html
桜川市	10m	10m	－	https://www.city.sakuragawa.lg.jp/data/doc/1648800274_doc_23_1.pdf https://www.city.sakuragawa.lg.jp/data/doc/1648800274_doc_23_0.pdf
神栖市	10m	10m	－	
行方市	－	－	－	

鉾田市	10m	ー	ー	https://www.city.hokota.lg.jp/page/page000331.html
つくばみらい市	10m	10m	ー	
小美玉市	10m	10m	ー	https://www.city.omitama.lg.jp/manage/contents/upload/5891850ed8768.pdf
茨城町	10m	10m	ー	
大洗町	10m	10m	ー	
城里町	10m	ー	ー	https://www.town.shirosato.lg.jp/page/page001572.html
東海村	10m	ー	ー	
大子町	10m	ー	ー	
美浦村	10m	ー	ー	
阿見町	10m	ー	ー	
河内町	ー	ー	ー	
八千代町	10m	10m	ー	
五霞町	10m	ー	ー	
境町	10m	ー	ー	
利根町	10m	10m	ー	

［付表］

法第58条　高度地区

市町村名	地区名・住所等	制限内容	URL
水戸市	用途地域内（既に高さ等の基準が設定されている地区を除く）	・高さの最高限度 第一種高度地区（15m） 第二種高度地区（20m） 第三種高度地区（25m） 第四種高度地区（31m） 第五種高度地区（45m） 第六種高度地区（60m）	https://www.city.mito.lg.jp/page/3968.html
取手市	第2種高度地区	・北側斜線制限	
	第3種高度地区	・北側斜線制限	
つくば市	第1種高度地区	・絶対高さ ・北側隣地斜線 ・隣地隔離	https://www.city.tsukuba.lg.jp/jigyosha/machinami/toshikeikaku/tsukuba/riyou/1002065.html
	第2種高度地区	・北側隣地斜線 ・隣地隔離	
	第3種高度地区	・北側隣地斜線	
守谷市	20m第1種高度地区 （守谷市域の第一種中高層住居専用地域の全体）	・絶対高さ ・北側斜線制限 ・隣地隔離制限	https://www.city.moriya.ibaraki.jp/shisei/keikaku/1004600/1004633.html
	20m第3種高度地区 （守谷市域の守谷駅周辺一体型土地区画整理事業区域を除く，第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域，近隣商業地域，準工業地域）	・絶対高さ ・北側斜線制限 ・隣地隔離制限	
	31m第3種高度地区 （守谷市域の守谷駅周辺一体型土地区画整理事業区域内の，第一種住居地域，準住居地域）	・絶対高さ ・北側斜線制限	

［付表］

法第59条第1項　高度利用地区　建築物の容積率及び建蔽率並びに建築物の建築面積の制限

市町村名	地区名・住所等		制限内容	URL
水戸市	水戸駅北口地区	水戸市宮町1-2-4	・容積率の最高限度/最低限度 ・建ぺい率の最高限度 ・建築面積の最低限度	
	見川2丁目地区	水戸市見川2-108-26		
	大工町1丁目地区	水戸市大工町1-2-1		
	泉町1丁目南地区	水戸市泉町1-6-1		
日立市	日立市神峰町1丁目の一部		・容積率の最高限度/最低限度 ・建ぺい率の最高限度 ・建築面積の最低限度	https://www.city.hitachi.lg.jp/machizukuri_kankyo/kenchiku/1002203.html
土浦市	土浦駅前地区	土浦市大和町，桜町1丁目及び有明町の各一部	・容積率の最高限度/最低限度 ・建ぺい率の最高限度 ・建築面積の最低限度	https://www.city.tsuchiura.lg.jp/kankyo-kotsu-machizukuri/toshikeikaku-machizukuri/toshikeikaku/page003850.html
	荒川沖駅西口第1地区	土浦市荒川沖西1丁目，2丁目，中荒川沖の各一部		
	土浦駅前北地区	土浦市大和町及び有明町の各一部		
古河市	古河駅西口第一地区		・容積率の最高限度/最低限度 ・建ぺい率の最高限度 ・建築面積の最低限度	https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/lifetop/soshiki/toshi/15/2333.html
取手市	取手駅西口地区第一種市街地再開発事業施行区域		・容積率の最高限度/最低限度 ・建築面積の最低限度	
牛久市	牛久市牛久町		・容積率の最高限度/最低限度 ・建ぺい率の最高限度 ・建築面積の最低限度	
ひたちなか市	勝田駅東口地区		・容積率の最高限度/最低限度 ・建ぺい率の最高限度 ・建築面積の最低限度	
筑西市	下館駅前A，B，下館市中央		・容積率の最高限度/最低限度 ・建ぺい率 ・建築面積の最低限度	https://www.city.chikusei.lg.jp/page/page005614.html

［付表］

法第59条第2項　高度利用地区　壁面の位置の制限

市町村名	地区名・住所等		URL
水戸市	水戸駅北口地区	水戸市宮町1-2-4	
	見川2丁目地区	水戸市見川2-108-26	
	大工町1丁目地区	水戸市大工町1-2-1	
	泉町1丁目南地区	水戸市泉町1-6-1	
日立市	日立市神峰町1丁目の一部		https://www.city.hitachi.lg.jp/machizukuri_kankyo/kenchiku/1002203.html
土浦市	土浦駅前地区	土浦市大和町，桜町1丁目及び有明町の各一部	https://www.city.tsuchiura.lg.jp/kankyo-kotsu-machizukuri/toshikeikaku-machizukuri/toshikeikaku/page003850.html
	荒川沖駅西口第1地区	土浦市荒川沖西1丁目，2丁目，中荒川沖の各一部	
	土浦駅前北地区	土浦市大和町及び有明町の各一部	
取手市	取手駅西口地区第一種市街地再開発事業施行区域		
牛久市	エスカード牛久ビル	牛久市牛久町280	
筑西市	下館駅前A，B，下館市中央		https://www.city.chikusei.lg.jp/page/page005614.html